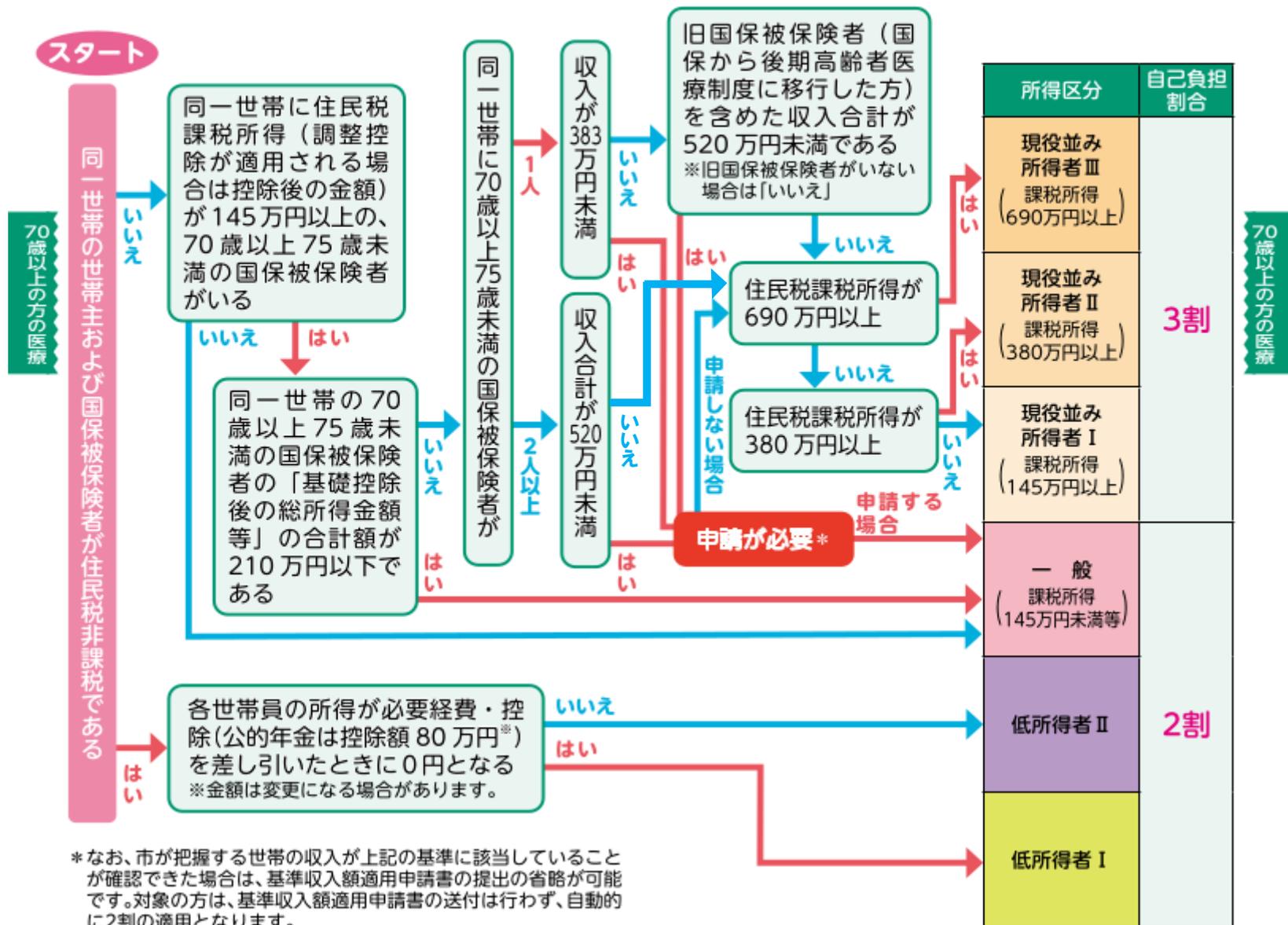


# 70歳以上75歳未満の方の所得区分

## 所得区分を確認しましょう

所得などに応じて自己負担割合等が異なりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。



\*なお、市が把握する世帯の収入が上記の基準に該当していることが確認できた場合は、基準収入額適用申請書の提出の省略が可能です。対象の方は、基準収入額適用申請書の送付は行わず、自動的に2割の適用となります。